別紙様式第八号第１連結損益及び包括利益計算書の表中「その他経常収益」を「その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
その他の経常収益」に、「負ののれん発生益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益」を「負ののれん発生益」に改め、同様式第１連結損益及び包括利益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

⑵　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第八号第１連結損益及び包括利益計算書の記載上の注意４中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改める。

別紙様式第八号第２連結貸借対照表の記載上の注意１⑹を次のように改める。

⑹　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第八号第２連結損益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

⑵　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第八号第２連結損益及び包括利益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

⑵　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第九号１⑴の記載上の注意３中「事業セグメント別」を「事業セグメント若しくは報告セグメント別」に改め、同様式１⑵〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕の表中「１株当たりの当期純利益（又は１株当たりの当期純損失）」を「１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）」に改め、同様式１⑵〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕の表記載上の注意７を次のように改める。

７　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この７において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この７において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この７において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号１⑵〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕の表記載上の注意７の次に次のように加える。

８　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第九号１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表中「連結当期純利益」を「

連結当期純利益				
連結包括利益				

」に改め、同様式１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表記載上の注意５を次のように改める。

５　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。